

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和5年3月30日

生駒市水道事業管理者職務代理者

生駒市上下水道部長 岸田 靖司

生駒市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業給水条例施行規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「承諾書等」を「同意書等」に改め、同条中「各号に」を「当該各号に」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「承諾書」を「同意書」に改め、同条に次の2項を加える。

2 給水装置工事の申込みにおいて、民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の規定の適用がある場合には、前項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を提出しなければならない。

第31条中「最低料金」を「基本料金」に改める。

第33条の2に次の1号を加える。

(4) その他管理者が交付する証明書

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定は、この規程の施行の日以後の給水装置工事の申込

みに係る書類について適用し、同日前の給水装置工事の申込みに係る書類については、なお従前の例による。